

1972 年第 28 回宜野湾市議会(定例会)会議録

1. 4月14日(第7日目) 午前10時7分開議
午後11時1分散会

2. 出席議員(17名)

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| 1番 伊 佐 徳次郎 | 2番 島 藤 吉 |
| 3番 大 川 正 雄 | 4番 天 久 盛 雄 |
| 5番 宮 城 正 光 | 6番 福 福 仁 正 |
| 7番 宮 城 仁 政 | 8番 又 吉 正 弘 |
| 9番 宮 里 敏 行 | 10番 比 嘉 守 盛 |
| 11番 安 次 富 盛 信 | 12番 崎 間 正 篤 |
| 13番 棚 原 盛 信 | 14番 仲 村 春 信 |
| 15番 山 本 朝 保 | 16番 武 島 行 男 |
| 17番 多 和 田 真 一 | 18番 大 川 昇 |
| 19番 玉 那 覇 行 昭 | 20番 伊 佐 雅 仁 |
| 21番 比 嘉 義 定 | 22番 古 波 蔵 清 次 郎 |

3. 欠席議員(4名)

- | | |
|-------------|---------------|
| 9番 宮 里 敏 行 | 11番 安 次 富 盛 信 |
| 16番 武 島 行 男 | 17番 多 和 田 真 一 |

4. 議事説明員

- | | |
|-------------------------|--------------|
| 市 長 崎 間 健 一 郎 | 助 役 沢 岨 安 一 |
| 収 入 役 兵 塚 好 永 | 総務課長 多和田 真 一 |
| 住 民 課 長 知 念 和 夫 | 厚生課長 伊 佐 友 誠 |
| 税 務 課 長 古 波 蔵 信 三 | 農林課長 崎 間 政 光 |
| 商工観光課長 棚 原 盛 真 | 部計課長 新 垣 信 栄 |
| 建 設 課 長 高 宮 城 昇 | 消防長 大 城 仁 幸 |
| 固 定 資 産 評 価 室 長 武 島 正 孝 | |

水道部長 仲村 春 盛
会計課長 天 久 実

営業課長 奥 里 得 弘
工務課長 金 城 健 栄

5. 事務局出席者

事務局長 末 吉 健 男 庶務係長 願 屋 毅
議事係長 島 袋 真 由 書 記 仲 村 春 夫
書 記 比 嘉 定 治

6. 議事日程 (第 7 号) 1972 年 4 月 14 日 (全 曜)

日程第 1	議案第 39 号 復帰記念沖縄特別国民体育大会宜野湾市実行委員会設置条例の全部を改正する条例
日程第 2	議案第 40 号 議会、議員その他非常勤の職員、公務災害補償に関する条例
日程第 3	議案第 41 号 宜野湾市保育所条例の全部を改正する条例
日程第 4	議案第 42 号 宜野湾市社会福祉法人の助成に関する条例

日程第5 議案第43号 宜野湾市敬老年金贈与条
例の全部を改正する条例

日程第6 議案第44号 宜野湾市長選挙立会演説
会条例

日程第7 議案第45号 宜野湾市消防賞じゅっ金
条例

日程第8 議案第46号 宜野湾市消防団の設置等
に関する条例

日程第9 議案第47号 宜野湾市非常勤消防団員
に係る退職報酬金の支給に関す
る条例

日程第10 議案第48号 宜野湾市退職金支給条例
の全部を改正する条例

議長

第98回、宜野湾市議会定例会(第7日目)の本会議を開きます。(午前10時7分)

議長

日程の打ち合わせのため暫く休憩いたします。

議長

暫く休憩いたします。(午前10時7分)
再開いたします。(午前10時8分)

議長

日程の第1、議案第39号、復帰記念
沖縄特別国民体育大会宜野湾市実行委員
会設置条例の全部を改正する条例につ
いてを上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明を
求めます。

総務課長

御説明申し上げます。本案につきましては、
現行条例と内容においては、全く
変わりはありませんけれども、議員の
報酬と費用弁償につきましては、宜野湾市
後で上程する予定の、宜野湾市特別の
職員で、非常勤の方々の報酬、及び費用

弁償条例の中に包含されることになりまして、その分の条文整備と、言うことにして、ごさしりまして、その必要か
一応、全部改正の手續きをしてごさ
ります。内容にあつては、現行の条例と
全然かわりはごさしません。ただ総務
課の所轄事項でごさしましたけれど
も、企画課を設置することに伴つ
して、庶務を企画課の方にさせると、
言う以外にあつては、内容にあつてはか
わりはごさしません。以上、簡単に御説
明申し上げります。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましては、質疑の時点で
継続審議としておきたいと思ひますが、
御異議ごさしませんか。

議長

御異議ありませんので、継続
審議といたします。

議長

日程の第2、議案第80号、議会の
議員その他、非常勤の職員、公務
災害等に関する条例についてを

大程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

総務課長

御説明申し上げます。従来、議員等の非常勤職員の公務災害補償に対しましては、根拠法令が制定されてない関係上、公務上の災害に対する補償については、全然されていなかった訳でございます。今回、一般職員が地方公務員災害補償法の適用を受けることに伴いまして、それに準じた公務上の災害の補償が議員、その他の非常勤の職員に対しても、例外的な措置として条例で制定すべきであると、言うふうなことから、本条例を制定してある訳でございます。補償の基準につきましては、やはり地方公務員災害補償法に規程する常勤職員とたんにいかぬという訳でございます。二の中で該当したものも、また、外の災害補償関係の法令の適用を受けるものについては、その非常勤職員であっても、適用受けたいと、言うことにはなります。結局、総括的に申し上

がますと、常勤の職員につきましては、
地方公務員災害補償法の適用を受けると、議会議員、その他の非常勤の職員につきましては、この条例の適用を受けると、言うことでおたの職員が、議員も含めまして、公務上の災害につきましては、補償を受けると、言うことになると誤解がござります。以上、簡単に御説明申し上げます。内容については「質疑があればお答えいたします」と思っております。よろしくお願ひ致します。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましては、質疑の段階で継続審議といたしましたと思っておりますが、御異議がござりませんか。

議長

御異議ありませんので、継続審議といたします。

議長

次、日程の第3、議案第81号、宜野湾市保育所設置条例の全部を改正する条例についてを六程。

たします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明を求めます。

総務課長

御説明申し上げます。本案につきましても、現行の条例と内容においては、殆んどお作りはございませんけれども、

復帰に伴いまして、根拠法令がかわってくる訳でございます。本土法を適用するに伴いまして、条文の整備が必要でございますので、一応全部改正の手続きをした訳でございます。

以上、簡単に御説明申し上げます。何かございましたら、質疑にお答え申し上げます。よろしくお願ひ致します。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましては、質疑の段階が継続審議としておきたいと思ひますが、御異議ございませんか。

議長 御異議ありませんので、継続
審議といたします。

議長 次、日程の第X、議案第X2号、
宜野湾市社会福祉法人の助成に関
する条例についてを上げます。

議長 本業に対する理事者の趣旨、説
明を求めます。

総務課長 御説明申し上げます。現行に
つきましては、現行の社会福祉協議
会ですが、任意団体でござりますけ
れど、復帰をひかえまして、本市の、
社会福祉協議会の社会福祉法人としての、
今、認可準備としておる訳でござりま
す。近く社会福祉法人としての、法的
に法人格を有するものと思っております。現
行は市町村自治法の第179条の7の
規定に抵触しない範囲において、規
定をい出し、当該、社会福祉
協議会に対し、補助金を出して
おる訳でござります。しかしながら、
本土復帰いたしますと、この種の社会
福祉協議会、社会福祉法人に対し

ても、この条例制定がなければ、助成
が出来ないと言ふことになる訳で
ござります。従つて、社会福祉
法人を育成する意味では、どうしても
この条例を制定いたしました。社会
福祉をおこなつていただくかた
と言ふ趣旨から本条例を提案
したところ、ごさります。よろしく
お願い致します。

議長

本業に対する質疑を許します。

議長

本業につきましても、質疑の段階で
継続審議としておきたいと思つたか
御異議ござりませんか。

議長

御異議ござりませんかので、
継続審議とすることに決定をいたします。

議長

次、日程の第5、議案第23号、宜
野湾市敬老年金贈与条例の全部を改
正する条例についてを上程いたします。

議長

本業に対する理事者の趣旨、説

明を求めます。

総務課長

御説明申し上げます。この条例に付きましても、現行の条例と内容には、かわりはございませんけれども、現在、ふ-ルとすることになっておりますが、これを360倍いたしましたも、1,800円でございますか。一応数整理という形で、2,000円に引き上げまして、それと、現金とすることは、趣旨があかしのびやたかとか、言うことで見舞金、祝金に改めたとか、福祉年金とか、老今年金と言うふうな法的な義務付けの年金がありますので、一応、これはあとしよりの方々に対する、祝金という形が妥当である、言うことで条例の名称もフリーにならしてござりますので、よろしく御検討お願申し上げます。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましては、質疑の段階で継続審議としてあきたかと思っておりますが、御異議ござりますか。

議長

御異議ありませんので、継続審議といたします。

議長

次、日程の第8、議案第88号、宜野湾市々長選挙立合演説会条例に付してを上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明を求めます。

総務課長

御説明申し上げます。この条例は市町村の選挙を行なう場合において、立合演説会をなさるものは、市長のみの選挙であるとして、これを条例で定めたいと、そういう立合演説会が出来ないと、これは公職選挙法の第160条の2の規定によるものでござります。従来は民主団体とか、第三者の主催による立合演説会が出来た訳でござりますけれども、公職選挙法の第168条の3で、そういうものは出来ないと、あくまでも、選挙管理委員会の主催による選挙立合演説会しか出

来たこと、言うことではござります。従って、選挙管理委員会といたしても公明選挙と言う立場からこの条例を制定したと、言うことで、申し入れがござりましたので、時期としては、来年と言うことでござりますけれども、一応、例規集の整備等もござりますして、なるべく早目にこの条例を制定いたします。例規類集の中に包含してあるかと、実際、適用するのは、次期の市選選挙からでござりますので、目的には、また、はようござりますけれども、そういう意味から制定をしてある訳でござりますので、よろしく御審議のほどお願い致します。

議長 本業に対する質疑を許します。

議長 本業につきましては、質疑の段階で継続審議といたしましたと思っておりますが、御異議ござりますせんか。

議長 御異議ありませんので、継続審議と決定いたします。

議長

日程の第7. 議案第45号、宜野湾市消防費の増徴金条例に付してを上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明を求めます。

総務課長

御説明申し上げます。本条例は新設でございます。この条例は消防関係の職員が目的にも、条例の第1条にもかいてあります。後顧の憂いなく職務が執行出来るように本土の実情にたふしきして、賞与増徴金に見舞金の支給に関して制定したく、提案して下さる款でございます。現行の準則には、見舞金制度が一つ、ぬけて下さるようでございます。ぬけて下さるよう、本土の賞与増徴金条例をみますと、全部見舞金、すなわち、8級以下の障害につきましては、見舞金で殆んど処理して下さるようでございます。8級以上の障害等につきましては、賞与増徴金と言うふうな格好になっております。内容につきましては、殆んど準則でありでございます。本土の実情をふしして、一応

24
皇舞金制度のとりわけようと言うこと
で、その分は追加してご紹介します。
以上、簡単に御説明申し上げまして、
何かご質問ありましたら御質問に
お答えいたしますと思っております。よろしく
お預り致します。

議長 本案に対する質疑を許します。

議長 本案につきましては、質疑の段階で
継続審議といたしましたと思っておりますが、
御異議ございませんか。

議長 御異議ありませんので、継続審議
といたします。

議長 次、日程の第8、議案第46号、宜
野湾市消防団の設置等に関する
条例についてを上程いたします。

議長 本案に対する理事者の趣旨、説明
を求めます。

総務課長

御説明申し上げます。現行は、これは規則事項でござりますけれども、前の消防本部の設置同様、一応、議決の中に入、ていた訳でござりますけれども、今後の消防組織法に基づきまして、条例事項になりますので、本案を提案してござります。以上、御説明を終わりと申します。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましては、質疑の段階で継続審議としておきたらと思はれますか、御異議ございませんか。

議長

御異議ありませんので、継続審議といたします。

議長

日程の第8、議案第47号、宜野湾市非常勤消防員に係る退職報償金の支給に関する条例についてを上げさせていただきます。

議長

本業に対する理事者の趣旨、説明を求めます。

総務課長

御説明申し上げます。現行は非常勤の消防団員に対する退職報償金の制度はございませんが、本土の消防組織法に基づきまして、当該団員に対しましては、退職報償金を支給される様になりますので、本土の実情にならうと、本業を提案して下さる款でございます。これは15年以上、

消防団員に勤務する場合は、報償金を支給すると、言うふうになって下さる款でございます。内容につきましては、

本土の準則のそのとありでございますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長

本業に対する質疑を許します。

議長

本業につきましては、質疑の段階で継続審議としておきたらと思っておりますが御異議ございませんか。

議長

御異議ございませんので、継続
審議といたします。

議長

次は、日程の第10、議案第8号、宜野
湾市退職金支給条例の全部を改正す
る条例についてを上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明
をお願ひ致します。

総務課長

御説明申し上げます。本案につき
ましても、現行の条例と内容につき
ましてもは全く相違はございません。
しかしながら、退職金と言うことじゃ
なくて、退職手当と言うのか正しいの
でござりますので、それと条文の中
には、現行の琉球法令が根拠法
になっておりますけれども、これを本
土法に、どうしても改正しなくちゃ
かなと、そういう整備も必要であ
りましたので、一応、全部改正の手
続きをとっておりますのでござります。
内容は現行条例と全くかやりはご
ざります。以上、御説明申し上げます。
まして、何かありましたら、質疑の段階で

お答えいたしましたと思っております。よろしくお願ひ致します。

議長 本案に対する質疑を許します。

議長 本案につきまして、質疑の段階で継続審議としておきたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

議長 御異議ありませんので、継続審議といたします。

議長 暫く休憩いたします。(午前10時30分) 再開いたします。(11時—)

議長 本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会をいたします。尚、次の本会議は8月17日、月曜日、午前10時から本会議を開きます。(午前11時1分)

散 会